

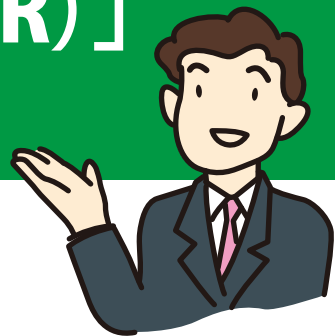
令和 4 年 6 月現在			
名称	取扱業務	住所	電話番号
札幌弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	札幌市中央区北一条10丁目	011-251-7730
札幌司法書士会ADRセンター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	札幌市中央区大通13丁目4番地	011-722-0090
行政書士会北海道ADRセンター*	敷金返還等に関する紛争	札幌市中央区北一条10丁目1番6北海道行政書士会館	011-221-1221
青森県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	青森市基山 3 丁目3番 16号	017-776-8398
岩手弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	盛岡市大通 1 丁目2番1号サッパル2階	019-651-5095
宮城県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	仙台市青葉区森田町8番1号	022-263-6755
行政書士ADRセンター宮城*	敷金返還等に関する紛争	仙台市青葉区国分町3丁目3番5号	022-797-9701
仙台弁護士会紛争解決支援センター	民事に関する紛争（全般）	仙台市青葉区一番町2丁目9番 18号	022-223-1005
秋田県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	秋田市山王 6 丁目3番4号	018-824-0187
山形県弁護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争（全般）	山形市七丁目2丁目7番10号NANABEANS 8階	023-635-3648
山形県司法書士会調停センター	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	山形市小田川1丁目16番26号	023-623-7054
福島県弁護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争（全般）	福島市山下町4番 24号	024-234-2334
福島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	福島市新浜町6番28号	024-234-7502
茨城県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	水戸市五軒町1丁目3番16号	029-225-0111
栃木県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	宇都宮市明徳町1番6号	028-689-9000
栃木県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	宇都宮市幸町1番4号	028-614-1122
群馬県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	前橋市大手町3丁目 6 番 6 号	027-234-9321
埼玉司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	さいたま市浦和区高砂3丁目16番38号	048-862-6600
埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	さいたま市浦和区高砂4-2・浦和高砂パークハウス 1階	048-10-5666
行政書士ADRセンター埼玉*	敷金返還等に関する紛争	さいたま市浦和区仲町3丁目11番 11号	048-833-1132
千葉県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号	043-246-2666
東京弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館6階	03-3381-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館11階	03-395-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館 9階	03-3381-2249
東京司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（全般）	新宿区四谷本町4番4号弁護士会館	03-353-8844
行政書士ADRセンター東京*	敷金返還等に関する紛争	目黒区青葉台3丁目1番6号行政書士会館	03-5489-7441
ILセンター*	民事に関する紛争（全般）	文京区本郷1丁目13番7号日吉ハイツ402号室	03-6277-8384
独立行政法人 国民生活センター紛争解決委員会	重要消費者紛争（消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要であるもの）	港区高輪3丁目13番22号	03-5475-1979
Teuch i *	民事に関する紛争（全般）	品川区西五反田2丁目10番8号ドリム五反田ツメメン306	—
神奈川県弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争（全般）	横浜市中区日本大通9番地	045-211-7716
神奈川県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	横浜市中区吉浜町1番地	045-641-1372
行政書士ADRセンター神奈川*	敷金返還等に関する紛争	横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル7階	045-577-6322
新潟県弁護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争（全般）	新潟市中央区学校町通1番地1番地	025-222-5533
新潟県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	新潟市中央区笹口1丁目11番地15	025-244-5121
行政書士ADRセンター新潟*	敷金返還等に関する紛争	新潟市中央区笹口3丁目4番地8	025-248-1038
富山県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	富山市長崎町3丁目4-1	076-421-4811
富山県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	富山市神通本町1丁目3番16号エス・グー・ル神通3階	076-431-9332
金沢弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	金沢市丸の内97番36号	076-221-0242
山梨県弁護士会民事紛争処理センター	民事に関する紛争（全般）	甲府市中央1丁目8番7号	055-235-7202
山梨県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	甲府市北口1丁目6番7号	055-253-6900
長野県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	長野市善科432番地	026-232-2104
長野県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	長野市大字南長野善科390番地1	026-232-7492
長野県行政書士会紛争解決センター*	敷金返還等に関する紛争	長野市南横町1009-3	026-224-1300
岐阜県司法書士会司法書士調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	岐阜市金町5丁目10番地1	058-246-1568
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争（全般）	岐阜市瑞穂町22番地	058-265-0020

名称	取扱業務	住所	電話番号
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	静岡市駿河区追手町10-80	054-252-0008
静岡支部	民事に関する紛争（全般）	浜松市中区中央 1 丁目9-1	053-452-3009
沼津支部	民事に関する紛争（全般）	沼津市南幸町24-6	055-931-1848
静岡県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	静岡市駿河区稲川1丁目1番1号	054-282-8741
愛知県弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争（全般）	名古屋市中区三の丸 1 丁目4番2号	052-203-1777
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター*	民事に関する紛争（全般）	岡崎市明大寺町宇道城ヶ入34番地10	0564-54-9449
愛知県司法書士会調停センター*	不動産賃貸に関する紛争	名古屋市長久保区新栄1丁目12番3号	052-683-6683
行政書士ADRセンター愛知*	敷金返還等に関する紛争	名古屋市長久保区菱 1 丁目15番30号	052-908-3021
行政書士ADRセンター三重*	敷金返還等に関する紛争	三重県津市広明町328番地	059-253-3760
滋賀弁護士会和解あっせんセンター	民事に関する紛争（全般）	大津市梅林 1 丁目3番3号	077-522-2013
滋賀県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	大津市末広町7番5号	077-525-1093
京都弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争（全般）	京都市中京区富小路通丸太町下小町1番地	075-231-2378
京都司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（全般、ただし、登記手続を関連の家事事件以外の家事事件を除く）	京都市中京区柳馬場通奥川上ル 5 丁目232番地1	075-251-8741
公益社団法人民間総合調停センター*	民事に関する紛争（全般）	大阪市北区西天満 1 丁目12番5号	06-6364-7644
行政書士ADRセンター大阪*	敷金返還等に関する紛争	大阪府中央区南新町 1 丁目3番7号	06-6943-7511
兵庫県弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争（全般）	神戸市中央区横通 1 丁目4番3号	078-341-1717
兵庫県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	神戸市中央区楠町 1 丁目3号神戸クリスタルタワー13階	078-341-6554
奈良県弁護士会仲裁センター	敷金返還等に関する紛争	神戸市中央区東川崎町 1 丁目13号3号神戸クリスタルタワー13階	078-371-8823
和歌山弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争（全般）	奈良市広町22-1	0742-22-2035
鳥取県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	鳥取市西町 1 丁目314番地1	0857-24-7013
岡山弁護士会岡山仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	岡山市北区南力 1 丁目8番29号	086-223-4401
広島弁護士会仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	広島市中区上八丁堀2-73	082-228-0230
広島司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	広島市中区上八丁堀69号	082-221-5345
山口県弁護士会仲裁センター	民事に関する紛争（全般）	山口市黄金町2-15	083-922-0087
山口県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	山口市駅通12丁目3番15号	083-924-5220
行政書士ADRセンターやまぐち*	敷金返還等に関する紛争	山口市惣太末町2番2号	083-975-5835
香川県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	高松市西内町10番17号	087-821-5701
行政書士ADRセンター香川*	敷金返還等に関する紛争	高松市林町2217番地15	087-867-3722
愛媛県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	松山市三番町 4 丁目8番地8	089-941-6279
福岡県弁護士会*	民事に関する紛争（全般）	福岡市中央区渡辺通 5 丁目14番12号市天神ビル2階	092-741-3208
北九州法律相談センター	民事に関する紛争（全般）	北九州市小倉北区金田 1 丁目4番2号	093-561-0360
久留米法律相談センター	民事に関する紛争（全般）	久留米市篠山1町11-5	0942-30-0144
福岡県司法書士会ADRセンター*	民事に関する紛争（全般）	福岡市中央区舞鶴 3 丁目2番23号	092-741-0530
佐賀県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	佐賀市川原町2番36号	0952-25-0626
熊本県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	熊本市中央区京町 1 丁目13番 11号	096-325-0913
熊本県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	熊本市中央区大江 4 丁目4番34号	096-364-2889
大分県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（全般）	大分市城崎町 2 丁目3番10号	097-532-7579
宮崎県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	宮崎市旭 1 丁目8番39-1号	0985-28-8538
鹿児島県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	鹿児島市扇屋町4番3号	099-226-3765
鹿児島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下）	鹿児島市鴨池町1番3号	099-256-0335
沖縄県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争（全般）	那覇市松尾 2 丁目2番26-6号	098-865-3737

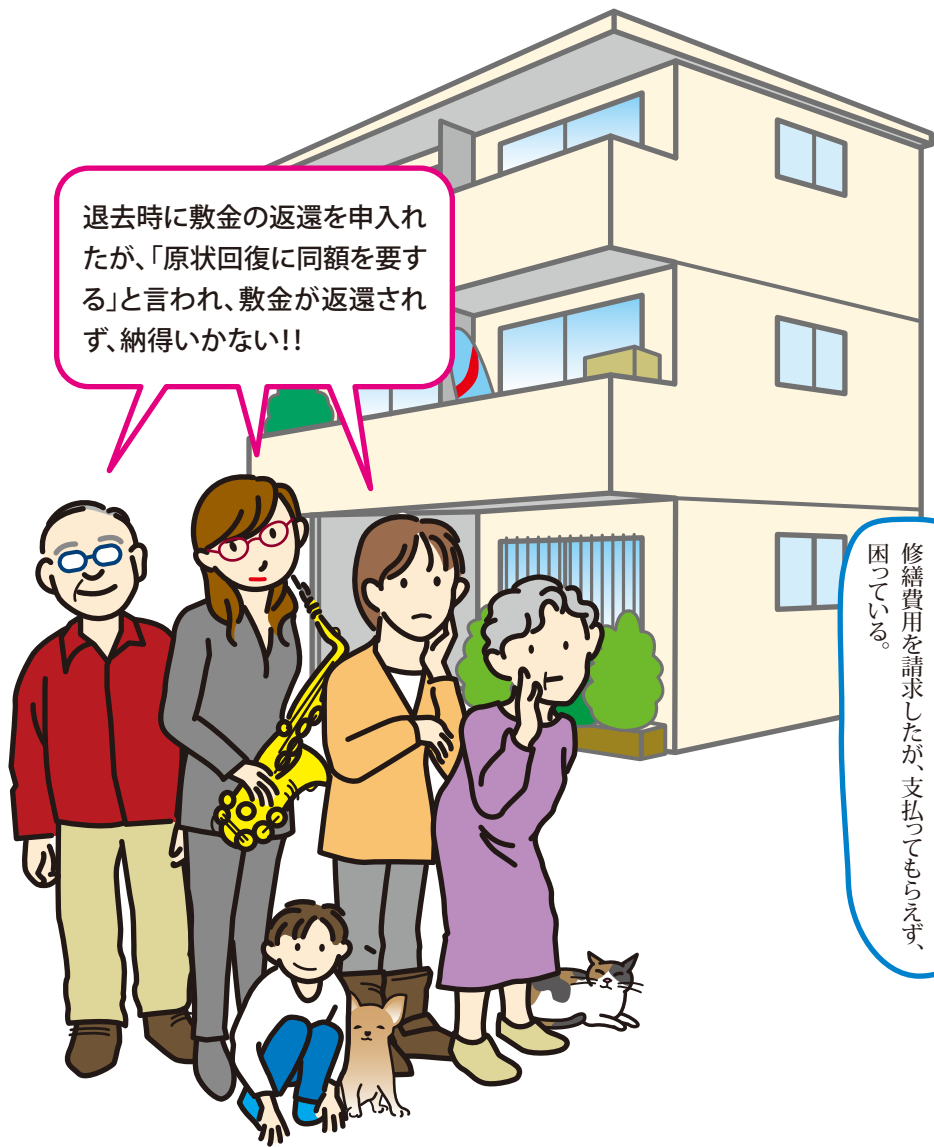
*：法務大臣の認証を受けたADR機関（法務省H.P.日本弁護士連合会H.P.国民生活センターH.P.など）

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル
でお困りの借主や貸主のみなさまへ

民間賃貸住宅分野の「裁判外紛争解決手続（ADR）」 をご利用ください



退去時に敷金の返還を申しれたが、「原状回復に同額を要する」と言われ、敷金が返還されず、納得いかない!!



壁に穴を開けられていたので、退去時に修繕費用を請求したが、支払つてもらえず、困っている。



本パンフレットは、民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルを抱えている借主、貸主のみなさまに裁判以外に紛争を解決する方法として、民間賃貸住宅分野の裁判外紛争解決手続（ADR）を紹介するものです。

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

>>> 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争としては、主に次のようなものがあげられます。



>>> ADRによる紛争の解決策

トラブルは解決したいが、裁判までするには大げさな感じがする。
また、裁判になれば時間や費用もかかってしまいそうなので、そこまでは踏み切れない。

このような場合に、裁判以外の方法でさまざまな民事上のトラブルを解決する方法があります。これが、「**裁判外紛争解決手続 (=ADR*)**」と呼ばれるものです。ADRが訴訟(裁判)と異なる点は、ADRの場合、紛争の解決に必ず当事者同士の合意が必要であるということです。合意の種類には、『**調停・あっせん**』と『**仲裁**』があります。

*ADR:「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手続」)の略称であり、我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれています。

調停・あっせん

調停・あっせんは、当事者間の自主的な紛争解決のために、調停人、あっせん人が中立的な第三者として仲介し、トラブルの解決についての合意ができるように、話し合いや交渉を進め、利害を調整したりする手続です。ちなみに「調停」と「あっせん」はほぼ同じ意味で使われています。

仲裁

仲裁は、当事者同士が紛争について第三者である仲裁人の判断に委ね、その判断に拘束されることを合意した上で(仲裁合意)進められる手続です。
仲裁による判断は、裁判の判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。

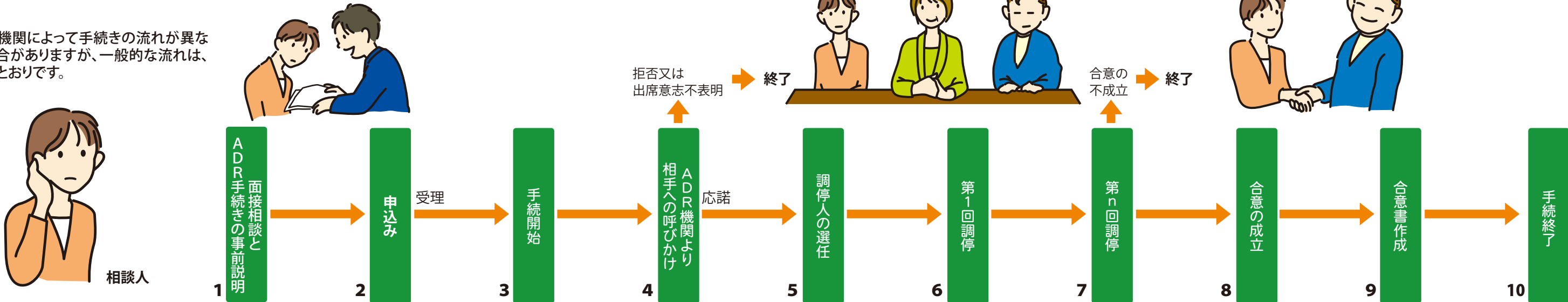
相談

よりよい解決方法のアドバイスをADR機関等の専門知識を有する機関が行っている場合があります。まず相談してみましょう。

注)「仲裁」「相談」については、全てのADR機関で実施しているものではありませんので、実施については各機関にお問い合わせください。

>>> 調停・あっせんの手続きの流れ

ADR機関によって手続きの流れが異なる場合がありますが、一般的な流れは、次のとおりです。



>>> ADRの特徴

専門家のサポートが受けられます

トラブルの内容に応じて、専門的な知識・経験を持つ弁護士、司法書士、行政書士などが解決のサポートをします。

プライバシーが守られます

ADRでは、解決までの過程及び結論は原則として公開されません。

双方が納得できる解決をサポートしてもらえます

中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いた上で、お互いに納得できる解決策をいっしょに考え、お互いの合意が得られる妥協点を探ります。このため、裁判のように法律を適用し紛争を解決ということよりも、当事者同士の対話を大切にし、紛争の実情に即した解決が期待できます。

利用にあたっては事前に説明が受けられます

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行うADR機関*は、利用者に対し、事前に手続きの内容、進め方、費用等について、説明することが法律で義務付けられています。
ADR機関を利用するか否かは、この説明を聞いた上で、判断することができます。

裁判に比較し短期間の交渉で解決できます

裁判と異なり、当事者の合意によって、柔軟かつスピーディーに進めることが可能であり、その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も抑えることができます。

※ ADR機関の中でも、法務大臣によりその業務について認証を受けた機関が行う場合には、時効中断効が認められている、調停前置の原則を例外とできるなど、ADR手続きの利用促進が図られています。